

年度末の手続きについて

1 給水装置工事申込について

(1) 令和6年度の申込受付期限について

申込受付期限：令和7年3月17日（月）まで

令和7年3月18日（火）以降は申請書類の事前確認として書類受取を行い、修正等の連絡は行いますが、書類受付、審査、納付書発行は年度内の処理ができない可能性があるため、給水装置工事申込受付は行いません。ご了承ください。

(2) 翌年度の受付開始日について

申込受付開始：令和7年4月1日（火）から

令和7年3月18日（火）以降に事前確認をした申請書類は原則令和7年度受付とさせていただきます。

2 給水装置工事承認書の発行及び道路工事について

承認書は開庁時間、随時発行します。

給水装置工事の承認並びに道路占用及び道路使用の許可を受けている工事に関しては年度末でも道路工事が可能です。施工日当日に施工連絡をお願いします。

3 給水装置工事完了検査受付（予約）について

(1) 検査の最終日

検査最終日：令和7年3月26日（水）

(2) 令和6年度検査の受付期限

①メータ出庫を伴う場合の検査の受付期限

・中間検査

・電子申請：令和7年3月19日（水）まで（メータの受取は21日（金）まで）

・窓口申請：令和7年3月21日（金）まで

・完了検査

・電子、窓口申請：令和7年3月21日（金）まで

②メータ出庫を伴わない完了検査の受付期限

・電子、窓口申請：令和7年3月25日（火）まで

③検査受付の例

・例1：中間検査予約を電子申請で行う場合

3月19日（水）にLoGoフォームにて受取予約、3月21日（金）にメータ受取は可能

・例2：メータ出庫を伴う完了検査予約を窓口で行う場合

3月21日（金）に検査受付、3月26日（水）に現地検査は可能

(3) 翌年度の検査

検査開始日：令和7年4月2日（水）から

検査の受付は随時行います。

4 道路占用許可書・道路使用許可書について

(1) 市道占用について

①年度末の手続きについて

令和6年度の道路管理者による申請受付は令和7年2月28日(金)に受付終了になります。そのため、3月～4月中旬に道路掘削を行いたい場合は、以下の期日までに入金確認が必要なため、書類に不備のない状態で申込書を提出してください。

給水装置工事申込書の提出：令和7年2月10日(月)まで

入金の確認：令和7年2月25日(火)まで

令和7年2月25日以降に入金確認をした申込の道路占用・道路使用申請は原則令和7年度受付になります。

②翌年度の手続きについて

令和7年度の道路管理者による申請受付は令和7年4月1日(火)開始です。

令和7年2月25日(火)以降で入金を確認した場合の道路工事期間は、令和7年4月11日(金)以降になります。

令和7年4月1日(火)に給水装置工事申込の受付をした工事の道路占用・使用許可は、早くても4月下旬からとなります。ご注意ください。

(2) 県道・国道占用について

県道・国道については、令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで、車線規制を伴う占用工事、承認工事は行えません。新規工事は着手できず、継続工事は中断になるため、ご注意ください。

歩道規制のみの場合は工事を行えます。